

資料7 各自治体の条例比較 【目的・基本理念・まちづくりに関する施策等（根拠とする計画等）】

	目的	基本理念	まちづくりに関する施策等（根拠とする計画等）
狛江市 まちづくり条例	<p>(目的) 第1条 この条例は、安心して暮らせる、やすらぎのある住環境を維持し創造するため、土地利用や建築等に関する手続を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による望ましいまちづくりを計画的に推進することを目的とする。</p>	—	<p>(まちづくりに関する施策等) 第6条 この条例におけるまちづくりに関する施策等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 狛江市基本構想及び基本計画、狛江市都市計画マスタープラン、狛江市環境基本計画、狛江市住宅マスタープラン、狛江市福祉基本計画、その他市のまちづくりに関する基本的方針等を定めた計画 (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第12条の5に規定する地区計画 (3) 第16条に規定する地区まちづくり計画 (4) 狛江市まちづくり指導基準 (5) その他市のまちづくりに関する計画、報告書、指針及び基準等のうち市長が必要と認めるもの</p> <p>(まちづくりに関する施策等に対する配慮) 第7条 市民等及び事業者は、まちづくりに関わる活動を行うときは、前条に掲げる施策等に配慮しなければならない。</p>
小金井市 まちづくり条例	<p>(目的) 第1条 この条例は、小金井市基本構想に基づき、小金井市都市計画マスタープランの基本目標の実現を図るため、市民等、事業者及び小金井市による協働の精神を基にそれぞれの責務等を明らかにするとともに、まちづくりの仕組み、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく都市計画の手続、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく建築協定及び開発事業等に伴う手続を定めることにより、安心して暮らせる活力に満ちたまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	—	<p>(まちづくりの推進) 第3条 市民等、事業者及び市は、次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。 (1) 歴史や文化の息づくまちづくり (2) 美しい景観と街並みが楽しめるまちづくり (3) 水とみどり、生きものが共に暮らせるまちづくり (4) 環境負荷の少ないまちづくり (5) 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり (6) 福祉に配慮したまちづくり (7) にぎわいのあるまちづくり</p>
多摩市 まちづくり条例	<p>(目的) 第1条 この条例は、多摩市（以下「市」という。）が市民とともに目指す街づくりの基本理念及び街づくりの推進に必要な事項を定め、優れた住環境と地域の特性を生かした快適で安心して市民が住み続け、だれもが住みたいと感じる魅力ある街づくりを実現することを目的とする。</p>	<p>(街づくりの基本理念) 第2条 街づくりは、充実した都市基盤や豊かな緑を大切にし、計画的で地域の特性を生かしながら、調和した街並みや景観などの恵まれた居住環境を守り育てていかなければならない。 2 街づくりは、市民、開発事業者及び市がそれぞれの責任と役割を自覚し、相互の信頼関係に基づき、協働の取組によって実践していかなければならない。 3 街づくりは、土地基本法（平成元年法律第84号）第2条の理念を踏まえるとともに、多摩市都市計画に関する基本的な方針（都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2の規定により定められた基本方針をいう。以下同じ。）等に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。</p>	<p>(街づくりに関する施策等) 第7条 この条例における街づくりに関する施策等は、次に掲げるものとする。 (1) 多摩市基本構想及び基本計画、多摩市都市計画に関する基本的な方針、多摩市環境基本計画その他市の街づくりに関する基本的な方針を定めた計画 (2) この条例に基づく地域街づくり計画及びテーマ型街づくり計画 (3) 多摩市街づくり指導基準（以下「指導基準」という。） (4) その他市の街づくりに関する計画、報告書、指針及び基準等のうち市長が必要と認めるもの</p>

	目的	基本理念	まちづくりに関する施策等
日野市 まちづくり条例	<p>(目的) 第1条 この条例は、日野市のまちづくりについての基本理念を定め、市民、事業者及び日野市（以下「市」という。）の責務を明らかにするとともに、市民参画によるまちづくりの仕組みに関する事項並びに土地利用及び建築等に関する手続を定めることにより、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2の規定に基づき定める日野都市計画に関する基本的な方針（以下「まちづくりマスタープラン」という。）の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(まちづくりの基本理念) 第2条 まちづくりは、常に次世代に引き継ぐべき姿を考え、良識と責任を持って、望ましい環境を創りあげていくように行われなければならない。</p> <p>2 まちづくりは、誰もが安全で安心して暮らすことができ、災害にも強く、地球環境に配慮したまちを創りあげていくように行われなければならない。</p> <p>3 まちづくりは、市民、事業者及び市の相互の信頼のもとに、公正で透明な手続の中で情報を共有し、協働により行われなければならない。</p> <p>4 まちづくりは、土地については公共の福祉を優先させるものとするとの土地基本法（平成元年法律第84号）の理念及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を旨とするとの環境基本法（平成5年法律第91号）の理念を踏まえて行われなければならない。</p>	<p>(まちづくりに関する施策等) 第8条 この条例におけるまちづくりに関する施策等は、まちづくりマスタープランのほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 日野市基本構想及び日野市基本計画（日野市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画をいう。）</p> <p>(2) 日野市環境基本条例（平成7年条例第18号）第9条第1項の規定に基づき定められた日野市環境基本計画</p> <p>(3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の規定に基づき定められた日野市みどりの基本計画</p> <p>(4) 日野市農業基本条例（平成10年条例第1号）第4条の規定に基づき定められた日野市農業振興計画（以下「農業振興計画」という。）</p> <p>(5) この条例の規定に基づき決定した地区まちづくり計画、テーマ型まちづくり計画、農あるまちづくり計画及び重点地区まちづくり計画</p> <p>(6) 日野市まちづくり指導基準（以下「指導基準」という。）</p> <p>(7) その他まちづくりに関する計画、要綱、指針及び基準等のうち市長が必要と認めるもの</p> <p>2 市民等及び事業者は、まちづくりにかかわる活動を行うときは、まちづくりに関する施策等に基づき行われなければならない。</p>
国立市 まちづくり条例	<p>(目的) 第1条 この条例は、国立市におけるまちづくりの基本理念を定め、まちづくりに関する市、市民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、市民参加の仕組み、事業者が行う土地利用に関する手続及び基準、開発許可の基準等を定めることにより、国立市都市計画マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2の規定に基づき市が定める都市計画に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）におけるまちづくりの将来像の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(まちづくりの基本理念) 第3条 まちづくりは、地域の特徴に合わせた土地の利用を図り、歴史的に育まれてきたまちなみと環境を守り育て、後世に引き継いでいくことを基本として取り組まなければならない。</p> <p>2 まちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの責任と役割を自覚し、相互の信頼関係に基づき、連携して取り組まなければならない。</p> <p>3 まちづくりは、土地については公共の福祉を優先させるものとする土地基本法（平成元年法律第84号）の理念及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を旨とする環境基本法（平成5年法律第91号）の理念の下に行われなければならない。</p>	<p>(まちづくりに関する施策) 第7条 この条例におけるまちづくりに関する施策は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 国立市総合基本計画に関する規則（昭和44年9月国立市規則第13号）第2条第2項に規定する基本構想及び同条第3項に規定する基本計画</p> <p>(2) 国立市都市計画マスタープラン</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市のまちづくりに関する計画、指針、基準等のうち規則で定めるもの</p> <p>2 市民及び事業者は、まちづくりに関する施策を遵守しなければならない。</p> <p>施行規則 第5条 条例第7条第1項第3号の規定により規則で定める計画、指針、基準等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 国立市都市景観形成基本計画</p> <p>(2) 国立市緑の基本計画</p> <p>(3) 国立市環境基本計画</p> <p>(4) 国立市南部地域整備基本計画</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p>
府中市 まちづくり条例	<p>(目的) 第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2の規定に基づき定める府中都市計画に関する基本的な方針（以下「まちづくり方針」という。）の実現を図るために必要な事項を定め、市、市民及び事業者の協働により、地域の特性を生かした住みよいまちづくりを実現することを目的とする。</p>	—	—